

# 西宮市の客引き行為等禁止地区の指定

西宮市から要請があった**阪急西宮北口駅北西地域**、**J R 甲子園口駅南側地域**について、安心して快適な環境を確保するため、客引き行為等の防止に関する条例に基づき、**客引き行為等禁止地区に指定**する。

## 1 指定内容

○ 指定地区 ※地図中、赤線が今回指定する禁止地域

### ① 阪急西宮北口駅北西地域



阪急西宮北口駅北西地域

### ② J R 甲子園口駅南側地域



JR甲子園口駅南側地域

○ 指定日 令和6年5月1日

#### 【客引き行為等禁止地区について】

- ①客引き行為等及び客引き行為等をさせる行為を禁止
- ②禁止行為を行っている者に対し、指導、勧告、命令を実施
- ③命令に違反した者に、5万円以下の過料の徴収や氏名の公表を実施

## 2 指定後の主な取り組み

### ○客引き防止キャンペーンの展開

禁止地区指定を契機に条例の趣旨を周知徹底するため、両地区において客引き防止キャンペーンを展開

参加者：知事、西宮市長、警察署長、地域団体等

実施時期：5月中に実施（予定）

### ○合同パトロール、巡回指導の実施

西宮市、県警、地域団体と連携した合同パトロールを定期的を実施  
客引き行為等防止指導員による巡回指導も今後実施予定



阪急西宮北口駅北西地域での視察の様子

### （参考）神戸市中央区における客引き行為等禁止地区（平成27年10月1日～）



※地図中、オレンジで囲まれた地域が禁止地域



神戸市中央区での合同パトロールの様子